

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

1	地方消費税(交付金)引上げ分(社会保障財源化分)歳入決算額	1,397,403 千円
2	社会保障施策に要する経費 〔消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会 保険及び保険衛生に関する施策をいう。)に要する経費 ※2〕	16,149,563 千円 ※1
3	2の経費の内、一般財源充当額	6,945,397 千円
4	3の一般財源充当額の内、地方消費税交付金引上げ分(社会保障財源化分) 充当額	1,397,403 千円

【社会保障施策に要する経費とその財源内訳】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	市債	その他	地方消費税 (交付金)引 上げ分 (社会保障財 源化分)	その他
社会 福祉	生活保護	1,065,212	785,767	0	13,146	41,402	224,897
	児童母子福祉 (児童手当、私立保育所、子ども医療等)	5,376,887	3,467,677	0	109,690	597,366	1,202,154
	障がい者高齢福祉	3,510,181	2,412,035	0	8,668	169,383	920,095
	社会福祉	1,130,698	1,049,873	0	369	12,509	67,947
	小計	11,082,978	7,715,352	0	131,873	820,660	2,415,093
社会 保険	国民健康保険(一般会計繰出金)	617,679	449,705	0	0	26,115	141,859
	介護保険(一般会計繰出金等)	1,562,818	92,714	0	0	228,559	1,241,545
	後期高齢者医療(一般会計繰出金)	1,721,182	211,738	0	0	234,675	1,274,769
	小計	3,901,679	754,157	0	0	489,349	2,658,173
保健 衛生	保健衛生(母子保健)	369,938	267,275	0	822	15,833	86,008
	予防健康(予防接種、健康診断等)	794,968	254,042	0	80,645	71,561	388,720
	小計	1,164,906	521,317	0	81,467	87,394	474,728
合計		16,149,563	8,990,826	0	213,340	1,397,403	5,547,994

※1 別紙の「社会保障関係費の推移」の総事業費R5決算の額18,963,731千円と上の表の経費の合計16,149,563千円が異なるのは、地方消費税(交付金)引上げ分(社会保障財源化分)は、事務職員の人件費や事務費に充てることができないこと、また各施設の管理費、高齢者交通費助成等を除いているためです。

※2 地方消費税収(引上げ分)については、地方税法第72条の116において、消費税法第1条第2項に規定する社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策(社会保障4経費に予防接種、健康診断、障がい者サービスを加える)に充てることとされています。